

亀山市告示第 9 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 7 年 4 月 2 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1 1 1 0 2
- 3 路線名 徳原 8 号線

| 供用開始の区間                | 供用開始の期日            |
|------------------------|--------------------|
| 川崎町字貢 4 6 9 5 番 1 0 地内 | 平成 2 7 年 4 月 2 0 日 |